

【よくあるご質問】 保有株数の増減や株式分割があった場合の優待判定について

2026 年 3 月末日を基準日とする新しい株主優待制度では、長期保有(2 年以上・5 年以上)の株主様へより手厚い特典をご用意しております。長期間の保有中に「株式分割」や「一部売却・買い増し」があった場合、優待内容は以下のルールに基づいて判定されます。

💡 優待判定の「2 つの基本ルール」

◆ルール 1:過去の株数は「現在の株数(分割考慮後)」に換算します

過去に実施された株式分割(2022 年 9 月の 2 分割、2025 年 10 月の 3 分割)の前に保有していた株数は、以下の比率を掛けて「現在の株数」に換算します。

- 2022 年 9 月 30 日以前の株数:×6 倍
- 2022 年 10 月 1 日~2025 年 10 月 10 日の株数:×3 倍
- 2025 年 10 月 11 日以降(現在含む)の株数:×1 倍(そのまま)

◆ルール 2:ベース優待は「今」、長期特典は「期間中の実績」株数で決まります

長期保有特典は、それぞれの基準期間において継続して保有していた株数に基づいて判定されます。

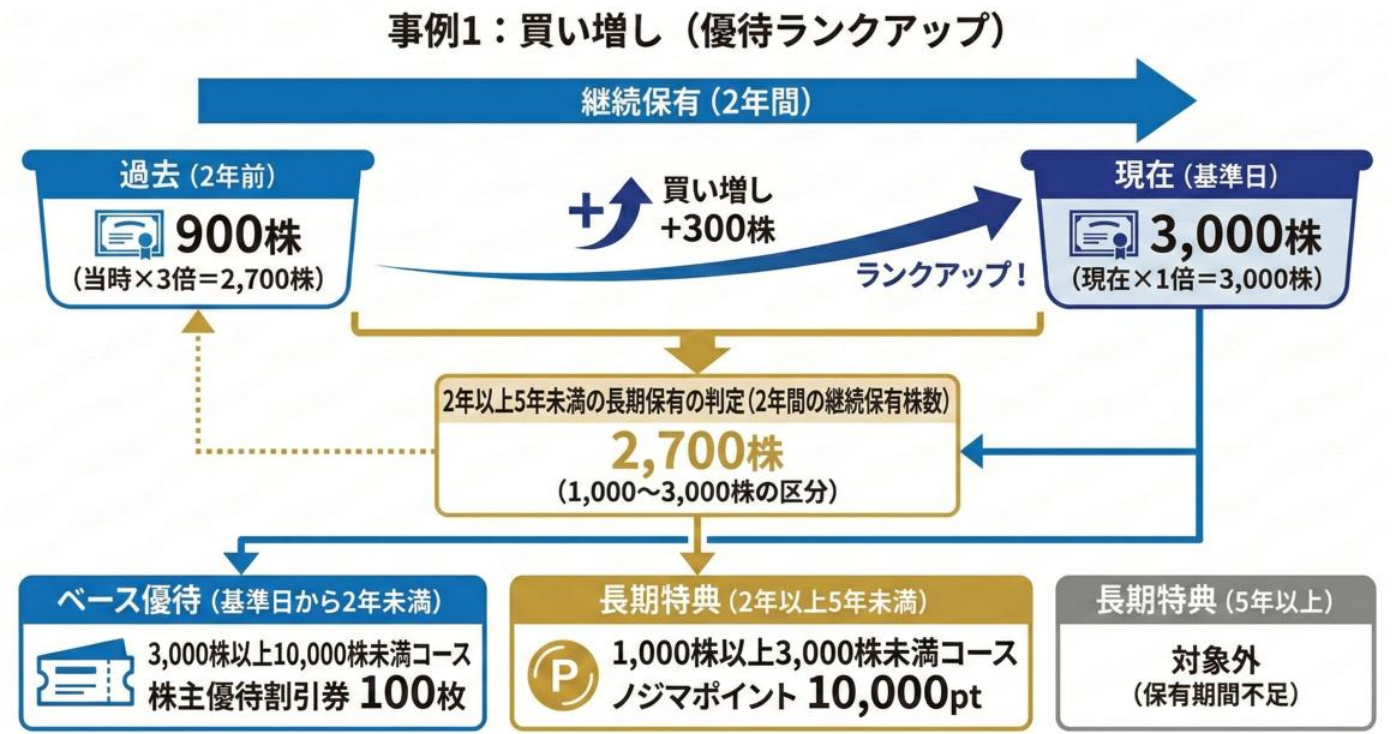
- ベース優待(2 年未満):
直近(今回:2026 年 3 月末)の基準日の保有株数で判定します。
- 長期保有特典(2 年以上 5 年未満):
直近 5 年間の中で「2 年以上 5 年未満」の期間に継続して保有していた「株主様にとって有利な(多い)保有株数(換算後)」の区分で判定します。
- 長期保有特典(5 年以上):
直近 5 年間を通じて継続して保有していた「最少の保有株数(換算後)」の区分で判定します。

図解でわかる！具体的な 4 つの事例

事例 1: 買い増しをして優待ランクがアップした場合(保有期間 2 年)

Q. 2 年前から保有しており、最近買い増しをして保有株数が 3,000 株になりました。優待はどうなりますか？

A. ベース優待はランクアップ後の内容になりますが、長期特典はランクアップ前の株数で判定されます。



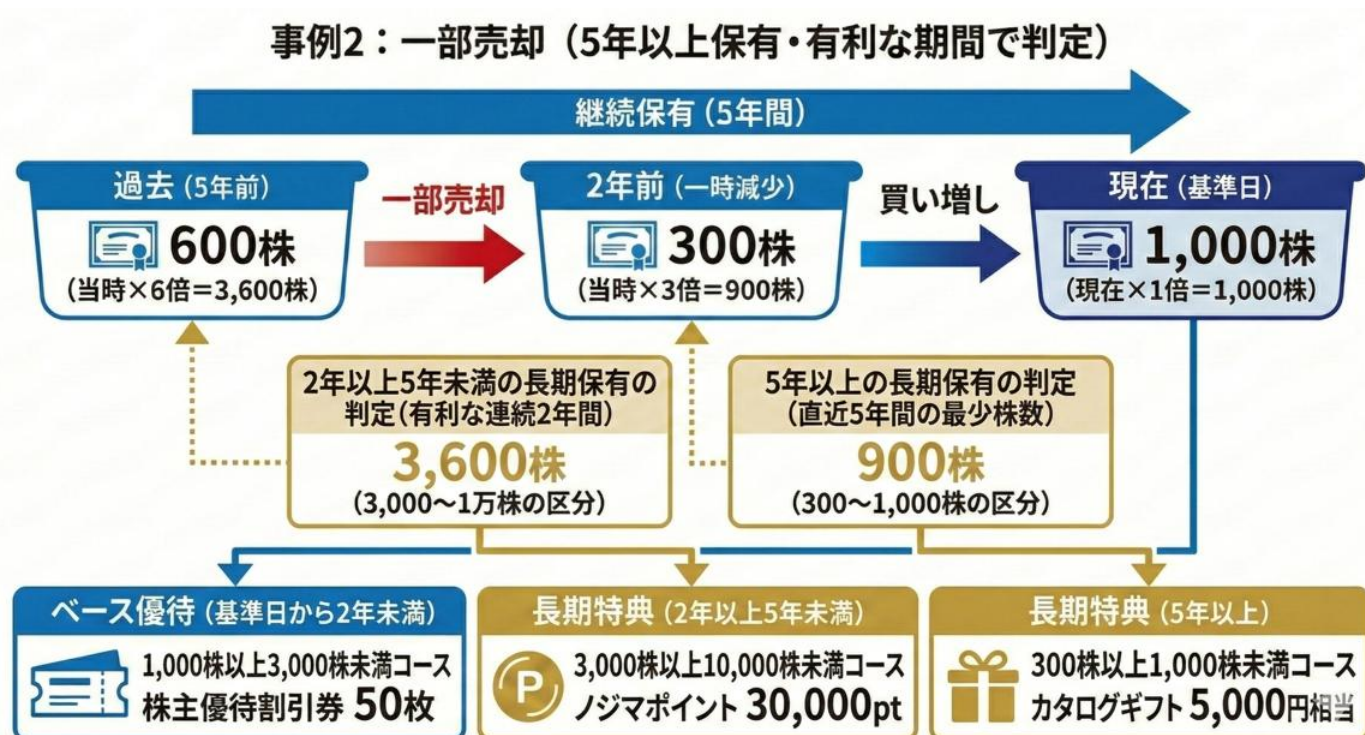
2 年前の 900 株は 3 分割前のため、現在の 2,700 株相当となります。直近で買い増しを行って「3,000 株」の大台に乗ったため、ベース優待はランクアップした豪華な内容になりますが、2 年以上長期特典は、直近 5 年間の中で「2 年以上 5 年未満」の期間(この事例だと直近 2 年間)に継続して保有していた「株主様にとって有利な(多い)保有株数(換算後)」ため、ランクアップ前の区分が適用されます。

- ベース優待：現在の「3,000 株」の基準で株主優待割引券 100 枚が付与されます。
- 長期特典(2 年以上):直近 5 年間の中で「2 年以上 5 年未満」の期間(この事例だと直近 2 年間)に継続して保有していた「株主様にとって有利な(多い)保有株数(換算後)」は、(換算後)2,700 株の基準で、ノジマポイント 10,000pt が付与されます。
- 長期特典(5 年以上): 保有期間が 5 年に満たないため、対象外となります。

事例 2:途中で「一部売却」したが、300 株以上は維持した場合(保有期間 5 年以上)

Q. 5 年以上保有していますが、途中で一部売却しました。現在は 1,000 株です。優待はどうなりますか？

A. 「2 年以上」と「5 年以上」の特典基準が異なるため、それぞれの期間の実績で判定されます。



「2 年以上 5 年未満」の長期特典は、この期間に継続して保有していた「株主様にとって有利な(多い)保有株数(換算後)」の区分で判定します。この事例では、「5 年前から 2 年前まで」に「現在の株数」に換算した株数で 3,600 株を継続して保有しており、一方で「2 年前から現在まで」に 900 株を継続して保有しています。この場合、「株主様にとって有利な(多い)保有株数(換算後)」は 3,600 株となるため、「2 年以上 5 年未満」の長期特典は、この 3,600 株を基準に判定されます。

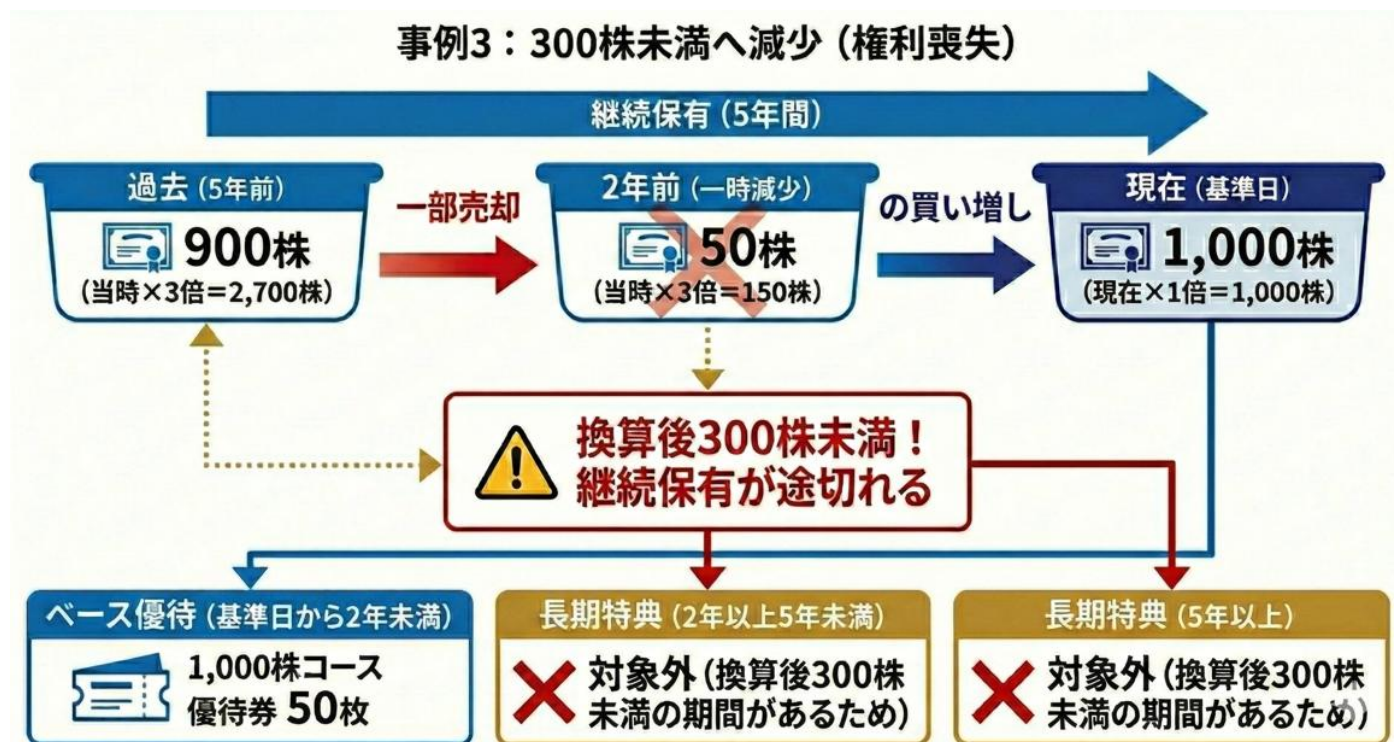
「5 年以上」の特典は全期間の最少株数で判定されます。この事例では、基準日より 5 年以内での最少株数は 900 株となります。したがって、「5 年以上」の長期特典は、この 900 株を基準に判定されます。

- **ベース優待:** 現在の「1,000 株」の基準で株主優待割引券 50 枚が付与されます。
- **長期特典(2 年以上):** 直近 5 年間の中で「2 年以上 5 年未満」の期間に継続して保有していた「株主様にとって有利な(多い)保有株数(換算後)」である「(換算後)3,600 株」の基準で、ノジマポイント 30,000pt が付与されます。
- **長期特典(5 年以上):** 直近 5 年間の最少株数も「(換算後)900 株」となるため、カタログギフト 5,000 円分 が付与されます。

事例 3:途中で「300 株未満」になってしまった場合(要注意)

Q. 5 年以上保有しており、現在は 1,000 株持っています。ただし、途中で一部を売却し、保有株数が 50 株(換算後 150 株)に減っていた時期があります。長期優待の対象になりますか？

A. 誠に恐れ入りますが、長期保有による優待(2 年以上・5 年以上)はお受け取りいただけません。



新制度における優待対象は「換算後 300 株以上」となります。途中で換算後 300 株を下回った期間がある場合、その時点で『300 株以上の継続保有』が途切れてしまいます。この場合、今回は「ベース優待」のみの付与となり、長期特典は両方の期間で対象外となります。

事例 4: 保有株数が毎年変動し、ランクが複雑に入れ替わるケース

Q. 直近の 5 年間、買い増しと売却を繰り返して株数が大きく変動しています。現在は 1,200 株ですが、過去に一時的に多く持っていた時期もあります。この場合はどう計算されますか？

A. 現在の株数が減っていても、過去の実績が評価され、上位ランクの優待が適用されることがあります。

事例4：保有株数が毎年変動し、ランクが複雑に入れ替わるケース



この事例では、現在は 1,200 株(1,000 株ランク)ですが、過去に「3,600 株(換算後)」を 2 年間継続して保有していた期間があります。「2 年以上 5 年未満」の長期特典は、この期間に継続して保有していた「株主様にとって有利な(多い)保有株数(換算後)」で判定されます。一方、「5 年以上」の長期特典は直近 5 年間の最少株数で判定されます。

- **ベース優待(現在):** 現在の「1,200 株」で判定されるため、「1,000 株以上」の区分(優待券 50 枚)となります。
- **長期特典(2 年以上):** 直近 5 年間の中で「4 年前~2 年前」にかけて 3,000 株以上を継続保有していた実績が適用され、「3,000 株以上」の「2 年以上 5 年未満」の長期保有区分(ノジマポイント 30,000pt)が付与されます。
- **長期特典(5 年以上):** 5 年間を通じての最少株数(1 年前の 900 株)が基準になるため、「300 株以上」の区分(カタログギフト 5,000 円分)となります。

結論: 上記 3 つの特典をすべて合算してお受け取りいただけます。このように、現在は株数が少なくても、過去にノジマ株式を多く保有していただいた期間があれば、その実績がしっかりと報われる仕組みとなっております。

事例 5:株式を相続した場合(保有期間はリセットされます)

Q. 父から株式を相続しました。父は 10 年以上、ノジマ株式を 1,000 株以上保有していました。私は「5 年以上」の長期保有特典を受けられますか？

A. 誠に恐れ入りますが、被相続人様の保有期間は引き継がれません。相続人様ご自身の保有期間として、改めて起算いたします。

事例5：相続（保有期間はリセットされます）



※ 相続人さまが株主名簿に記載される前の期間は、「換算後300株未満」には該当いたしません。
※ 株主番号は証券保管振替機構からの総株主通知に基づき決定されるため、遡って変更することはできません。

- ・ 保有期間の判定は「同一の株主番号」で行っております。相続の際には相続人様に新たな株主番号が付与されるため、被相続人様の株主番号で記載されていた期間は通算されません。
- ・ 株主番号は証券保管振替機構からの総株主通知に基づき決定されるため、過去の株主番号に遡って変更することはできません。
- ・ 一方で、相続人様が株主名簿に記載される前の期間は、「換算後 300 株未満」には該当いたしません。したがって、相続後に初めて株主名簿に記載された基準日から換算後 300 株以上を継続してご保有いただければ、長期保有特典の対象となります。

【判定のイメージ】

- ・ 相続後、初めて株主名簿に記載された基準日 = 保有期間の起算点
- ・ 起算点から 5 基準日 (2 年) 連続で換算後 300 株以上 → 「2 年以上 5 年未満」の長期保有特典の対象
- ・ 起算点から 11 基準日 (5 年) 連続で換算後 300 株以上 → 「5 年以上」の長期保有特典の対象

ベース優待: 相続後に初めて株主名簿に記載された基準日から、当該基準日の保有株数に応じて付与されます。

長期特典 (2 年以上): 起算点から 5 基準日連続で条件を満たした時点より対象となります。

長期特典 (5 年以上): 起算点から 11 基準日連続で条件を満たした時点より対象となります。

※ 株主番号が変わるその他のケース

以下の場合も新たな株主番号が付与されるため、従前の保有期間は引き継がれず、改めて起算されます。

- ・ 贈与、譲渡等による名義変更

- ・ 保有株式をすべて売却された後、改めて取得された場合

※ 被相続人様にかかる株主優待のお取扱いについて

基準日時点で被相続人様が株主名簿に記載されていた場合の株主優待のお取扱い(株主優待割引券・ノジマポイントの付与、カタログギフトのお申込み、オリジナル商品の送付)につきましては、『[株主優待制度の拡充\(変更\)に関するよくあるご質問について](#)』の「◆ 相続・株主様がお亡くなりになった場合について」をご参照ください。

なお、株主優待割引券およびノジマポイントは、いずれも電子優待として株主名簿に記載された株主様ご本人のノジマモバイル会員アカウントへ付与するものであり、株主様ご本人以外のお名前でご登録されたアカウントへの紐づけおよび付与はいたしかねます。